

札幌市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等について、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて、児童生徒がおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用するなどして、問題を抱える児童生徒に支援を行う。

（2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーを3名委嘱し、教育委員会は、学校長から派遣要請があった場合など、必要に応じて市立学校に派遣する。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

教育委員会に「学校支援相談窓口」を設置(担当者：指導主事3名、セラピスト1名、SSW3名)。

学校支援相談窓口に寄せられる校長からの相談などに対して、状況を検討し、改善のためにはSSWによる働きかけや調整が必要だと教育委員会で判断した場合に派遣する流れをとっている。

（4）勤務形態

一人年間180時間（1回3時間×週2回×年30週を基本とするが、要請に応じて不定期に活動）

（5）職務内容

- ・問題を抱える児童生徒がおかれた様々な環境の問題への働きかけ
- ・福祉機関等の関係機関・団体とのネットワークの構築、連絡・調整
- ・学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ・教職員への研修活動等

（6）その他

社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有するもののほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・経験を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者等のうち、職務内容を適切に遂行できる者を3名選考して委嘱。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

学校支援相談窓口担当者を中心に、ケース対応の状況や方針等についての検討を教育委員会で行う。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例 ⑦家庭環境の問題 ⑩発達障害等に関する問題

改善事例の概要

<家族構成> 父、母、長女（小6）、長男（Bさん・小3）、二男（4歳）の5人家族

母親が精神的に不安定で、睡眠薬の多量摂取など、衝動的な行動に出ることがあり、警察が対応するなどしている。

母親の行動には、夫婦間の不和も影響している。父親の収入は不安定。

保護者の精神面、経済面の影響で、食事が十分でないなど、養育が十分でない場合がある。

長男はADHDの判定があり、長女も発達障害の可能性が高いと思われる。通常学級に通っているが、衝動的な行動や学習面での個別の支援が必要な状況から複数の教員で対応している。

集合住宅の建て替えのため転居の必要が生じるが進展せず。長男の進学の問題も重なる中、保護者は精神状態の不安定さが増し、衝動的な行動に出ることが頻発。学校は対応に苦慮し、SSWを派遣することになる。

- ・SSWを中心に、保護者、子どもそれぞれに関わってきた関係機関のメンバーを招集してケース検討会議を実施。状況の共有の上、家族全体への支援について、役割を整理して当たることとする。

（役割の例）

母親の衝動的行動については、病院のPSW（精神科ソーシャルワーカー）と連携して対応をすすめる。

長男については、特別支援学級への進学について保護者（母親）と相談しながら学校管理職が対応を進める。

長女については、教育センターにつなぎ相談判定を進める。

- ・SSWは、転居を支援するとともに、関係機関や学校と連携を取って、進学先を決めるにあたっての学校訪問に同行するなどのサポートをした。
- ・新たな家も定まり、長男の進学先も決定。母親の姉の支援などもあって、母親の精神面も少しずつ安定。生活状況も改善している。

4 成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○学校が家庭と連携を図ることが困難で、対応に苦慮している事例に対し、スクールソーシャルワーカーが家庭に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを構築したりするなど、コーディネーター役として手腕を発揮することで、長期間学校とかかわることができなかった児童生徒や保護者とかかわることができるようになるなど、問題の解決へ向けて有効に学校を支援することができた。

○対応に苦慮している学校に対し、対応の仕方等についてスクールソーシャルワーカーが教職員へ助言することにより、校内における有機的な支援体制の構築を図ることができた。また、学校が、今後どこと連携を図っていけばよいか分かり、学校の不安や心配を軽減することができた。

○スクールソーシャルワーカーが、日常的に関係機関等とのネットワーク構築や連携、調整を図ることにより、問題が生じたときに適切かつ迅速に対応することができた。

（2）今後の課題

○困難事例を抱えている学校は、スクールソーシャルワーカーの派遣によって問題がすぐに解決することを願っているが、複雑な背景があるケースにおいてはその改善にもおのずから時間を要する。スクールソーシャルワーカーの対応は、福祉的ななかかわりの継続が基本であることなど、学校や関係機関にスクールソーシャルワーカーの役割や活動について明確に伝えることが必要である。

○支援が必要な家庭とのコンタクトはどうしても遅い時間帯になることが多く、勤務時間が不規則になっている。

○学校現場にスクールソーシャルワーカーの役割が浸透するにつれ要請も増えているが、現有人数では、対応時間が予定を大幅に超過して対応している現状である。今後人数や活用時間の増加の必要があると考えられる。

川崎市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、児童生徒の問題行動については、極めて憂慮すべき状況にある。こうした児童生徒の問題行動の背景には、児童生徒自身の心の問題とともに、家庭・友人関係・地域・学校等、児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っていると考えられる。よって問題解決のため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて様々な環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用し児童生徒の支援ができる、スクールソーシャルワーカーを配置する。

（2）配置計画上の工夫

4名のスクールソーシャルワーカーをそれぞれ川崎、中原、高津、多摩の各区役所に区・教育担当の一員として配置する。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

学校からの要請を受け、調整の上4人のスクールソーシャルワーカーで7行政区を担当する。各区役所のケースワーカーらと連携の上、チームの一員としてその専門性を生かし、総合的なこども支援、学校支援等にあたる。

（4）勤務形態

週4日、昼食時間を含み9時～17時までを勤務とする非常勤嘱託職員

（5）職務内容

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ② 各種相談関係機関等とのネットワークの構築・調整・連携
- ③ 学校内における支援チーム体制構築への協力
- ④ 保護者・教職員等を対象とした研修活動への関わり

（6）その他

社会福祉士等福祉の専門家をスクールソーシャルワーカーとして4名を配置（平成23年度は5名に増員予定）

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

区・教育担当を中心に各学校への訪問支援等を通してニーズを把握するとともに、各学校からの要請を受け、スクールソーシャルワーカーを各学校へ派遣する。また、教育委員会事務局、区・教育担当のほか関係機関との定期的な連絡会を開き、密な情報交換を基に各ケースの正確な状況把握に努めるとともに、児童生徒の環境改善を図る。また、情報の連携を確立するとともに、児童生徒及び保護者に対して有効な支援を実施するための行動連携を進める。

（2）研修体制について

スクールソーシャルワーカーは自己研修のほか、大学教授等の専門家を講師に招いての研修会によって技量を高める。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例 ①不登校

改善事例の概要

(経過)

小学校5年生の男子児童への支援。以前から休みがちであったが、小4の2月くらいから欠席が増えた。小5の6月に初回面談したが、自分で心療内科に通院することであった。その後は、少し登校しては欠席するという状態だったが、小5の後半から不登校状態となり、スクールソーシャルワーカーとしての支援を再開する。小6の5月に通常登校を始め、不登校状態を脱したため支援を終了する。

(不登校の要因として)

心療内科では原因は夫婦の不和だと言われたとのことだったが、不登校になった直後は、夜不安で眠れないと訴えて母親のそばについていたなど、母子分離不安が大きいと思われる。

また、母親からの過度の期待、干渉が影響しているとも思われる。不登校になる直前は、私立中学を受験する予定で4年生の2月から急に塾の時間割が増えたり、習い事などでほぼ毎日帰りが夜遅くなる状態だった。本人は知らず知らずのうちに親の期待に沿って目いっぱい頑張って張り詰めていたのが限界に来たのではないかと。また、母親が先回りしてやってしまうため自分の力で何かした経験に乏しく、自信が持てないところがある。

(スクールソーシャルワーカーの対応)

母親と定期的に面談することで母親をサポートし、母親が焦らずに気持ちの余裕をもって、子どもに向き合えるように働きかけた。また、母親が干渉しすぎて本人の自立を阻んでいたため、適切な関わり方へと改善できるよう面談を通して母親の気づきを促した。

担任と絶えず情報交換しながら連携し、学校復帰に向けてのタイミングについて打ち合わせをした。また、担任が一人で抱え込まないように、対応の役割を明確化し分担することで担任の負担感を軽減するよう心がけた。保護者に担任の努力を伝え、担任に対して信頼感を持ってもらうように働きかけた。

(解決に至った要因)

保護者の意識の変化として、進路を含め子どもの意思を尊重して考えることができるようになってきたこと。学校が保護者の心配に対して迅速な対応をするなど、学校、担任が保護者との信頼関係を築けてきたこと。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

これまでの成果

児童生徒が置かれている様々な環境に対し、効果的な支援、相談体制が整備されつつある。

○相談実績 (2010. 4月～2011. 3月末)

◇対応学校数79校 対応児童生徒数291名(述べ対応数 872回)

◇主な支援内容 不登校107件、家庭環境62件、発達障害360件、その他295件

◇連携機関 保健医療関係255件、福祉関係102件、教育センター等36件、その他72件

(2) 今後の課題

◇SSWの人材確保、育成のための研修制度の工夫や財源が必要である。

◇SSWの効果的な活用について、各学校への周知を進める。

横浜市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

カウンセラーをはじめとする専門家、児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭、特別支援コーディネーター等校内担当者、児童相談所、区福祉保健センター等、多種多様な関係機関との連携による子ども支援の充実を図る。

（2）配置計画上の工夫

拠点校方式を採用し、スクールソーシャルワーカーが、特定の学校を拠点としながら、必要に応じて配置された学校以外の複数の学校も併せて担当した。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・福祉施設を抱えた学校への支援
- ・小中連携推進支援
- ・不登校予防対策支援
- ・児童生徒指導上の諸課題解決のための支援等を重点的な課題として拠点校を決定

（4）勤務形態

1回4時間を単位として、週2日×35週、年間70日勤務
年間勤務時間 270時間（8時間×33週分+6時間）

（5）職務内容

- ア 児童生徒、保護者、教員等からの相談への対応（相談窓口、調整）
- イ 対象児童生徒の状況把握（問題行動の心理的分析、虐待等の判断）
- ウ 校内支援チーム体制へのサポート
 - ・校内ケース会議の設定及び会議における助言
 - ・学校、保護者、関係機関との連携調整
 - ・児童支援専任教諭への助言や支援をする。
 - ・こども子育て支援協議会への参加による情報収集
 - ・教育相談員との連携

（6）スクールソーシャルワーカーの人員及び資格等

- ・配置人数 5人（うち1人：2拠点校を担当している）
4学校教育事務所に最低1人以上配置し、拠点校方式
- ・主な資格 臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、教員免許、学校心理士、上級教育カウンセラー

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・市教委指導主事が拠点校及びブロック校に訪問し、スクールソーシャルワーカー活用の方法等について、説明を行うとともに、継続的に活用状況について聴取を行った。

（2）研修体制について

- ・スクールソーシャルワーカー連絡会を年間4回開催し、ピア・スーパービジョンを行った。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例 ①不登校 ⑧教職員との関係の問題 ⑨心身の健康・保健に関する問題

改善事例の概要

○事例の概要

小2男子児童。母子家庭で、深夜徘徊や窃盗を繰り返し、不登校。教職員が、母親は担任に対する不満を学校に述べている。担任は「母親は精神的に問題を抱えている」と十分受け止められない。母親は、児童相談所・区役所カウンセラー・保健師の支援を受けているが、継続しない。

○支援プランの実行

スクールソーシャルワーカーが母親に、意向の明確化、社会資源・学校環境等との不適合状態が緩和するようにカウンセリングを行うとともに担任への助言を行った。母親の「頼んでもいない無理やりの支援はもういやだ」との気持ちを受けて、区役所のワーカー以外の支援をやめること、母親に定期的に通院すること等、母親との面接や電話相談を定期的に行い継続的支援した。児童支援専任や学年団とケース会議をもち、支援状況と教職員のかかわりについて助言を継続した。

○再評価

母親の「子どもをしっかり育てたい」という願いを学校が理解し、その支援のために教職員がかかわることで、母親と教職員の関係が改善していった。母親も学校の指導が「子ども本人の成長に役立つ」と理解するようになり、再登校するようになった姿を見て心理的に安定した。学校と家庭が継続的に子どもの支援ができる関係を築けた。

○児童支援専任教諭との協働

児童支援専任教諭が中心となって、担任教諭が難しい保護者への毎日の電話等を代わって行ったりしながら、保護者を受け止めきれない担任教諭の日常的なフォローに当たった。また、スクールソーシャルワーカーと児童支援専任教諭が協働して、継続した校内ケース会議を行った。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・問題解決へのアプローチや関係機関との連携の図り方、ケース会議の開催や運営方法等について、校内の担当者（児童支援専任教諭・児童指導担当教諭、特別支援コーディネーター）と共に活動しながら助言のできるので、担当者の資質向上や校内の教育相談体制の組織力を高めることができた。
- ・区役所の福祉関係との連携が円滑になり、生活保護家庭等の支援につながった。

(2) 今後の課題

- ・専門的知識と技術を身につけた人材確保と育成
「福祉制度やサービス、児童福祉、子どもの発達、問題行動、精神医学的、学校組織」等の幅広い知識と「社会福祉援助の技術」等、福祉的視点の専門的な資質を身につけている人材を確保することが必要である。学校のチーム対応力を向上させるために、関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて課題解決を図っていく力が求められている。
- ・学校におけるコーディネーター的役割を果たしている教職員との連携
すでに、小学校では児童支援専任教諭、中学校では、生徒指導専任教諭が、学校の抱える課題を解決する上で組織的な取組の中心となっている。スクールソーシャルワーカーと専任教諭とが、互いの役割の理解を深め、校内におけるスクールソーシャルワーカーの活用の窓口になることができるようにしていくことが求められる。
- ・学校教育事務所および各区の状況に応じた配置方式の工夫
学校教育事務所内の小学校1～2校を拠点にスクールソーシャルワーカーを配置したが、深刻な児童虐待の増加に応じて近隣の小学校からの派遣要請が増加している。次年度は学校教育事務所に複数のスクールソーシャルワーカーを配置し、各区及び学校の状況に応じて「派遣型」に切り替えることとする。

新潟市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・いじめ、不登校、暴力行為、非行等、緊急度の高い生徒指導上の諸問題について、児童生徒、学校、保護者等に具体的な支援や働き掛けを行う。

(2) 配置計画上の工夫

- ・学校の要請に応じて、学校及び生徒の家庭、関係機関に派遣する。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・新潟市教育委員会学校支援課スーパーサポートチーム（以下SST）に2名（男女1名ずつ）配置する。

(4) 勤務形態

- ・1日の勤務時間は、6時間10:00～17:00（昼休み1時間）を原則とし、年間1404時間以内（計算上27時間×52週）とする。

(5) 職務内容

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関とのネットワークの構築並びに連携及び調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築及び支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援、相談及び情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動

(6) その他

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 市町村教育委員会、学校との連携について

教育委員会学校支援課生徒指導班は、次の10名で構成されている。

- ① 課長補佐（総括指導主事）1名（割愛教員）
- ② 指導主事3名（割愛教員）
- ③ 指導主事2名（退職教員：SSTチーフアドバイザー、アドバイザー）
- ④ SSTアドバイザー2名（※SST＝スーパーサポートチーム）
- ⑤ スクールソーシャルワーカー（以下SSW）2名（男1名、女1名）

事例に応じて分担して、SSWが各事例への働き掛け、支援を行っている。学校からの要望により、チーフアドバイザーを中心に③④⑤の6名で学校現場に出向くことが多い。

緊急度の高い事例、集中的にかかわった方がよい事例、保護者・家庭への働き掛けが必要な事例について、SSWが迅速に対応することができるような体制を作っている。

(2) スーパービジョン体制、研修体制について

必要に応じて、SSTチーフや指導主事がスーパーバイザーの役割を担っている。抱えている事例への対応について、相談にのったり、助言したり、ケース会議を開いたりしている。

研修については、市の教育相談関係機関連絡協議会や県主催の全県サポートチーム連絡協議会に、指導主事とともに参加している。今後予算化し、各種研修に参加できるような体制を整えたい。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

<事例1> ①不登校（中学2年5月に他県から転校、中1時は70日欠席）

改善事例の概要 中学校3年 R男

診断：不明（精神科に通院はしている）

不登校関係機関：区健康福祉課児童福祉係、在籍していたM中学校、弟が通うI保育園

家族環境：両親（父は母の3人目の再婚相手）、姉18歳、本人、弟1歳の5人家族

① 抱えている問題

- ア 学校
- ・中2の2月から不登校（全欠）となったが、本人とは3か月間音信不通の状態。
 - ・3月から母親は担任からの電話連絡を拒否。その後、手紙でのやりとりになる。
 - ・不登校になった原因はいじめなどの負荷がかかった状態ではなく、自分から集団から自然と離れるようになったため、具体的な支援策を立てることが難しい。
- イ 家庭
- ・中学時代からの姉の不登校、ひきこもりを母親は容認し、守ろうとしている傾向あり。
 - ・5月に担任、学年主任と家庭訪問を実施し、母親とは会えたが、本人は面会拒否。

② 支援内容

- ・姉のひきこもり状態について、区の相談窓口への来庁相談を促す
- ・学校への不信を取り除くために、SSWがかかわり、家庭と連携できる状態を目指す。

③ 課題

姉の不登校・ひきこもり（高校未受験）の経験をしている家庭のため、現状では高校進学などに対する焦りや危機感は見られない。今後は、本人の意志や希望を中心に置き、どのような支援が必要であり、どの機関がかかわっていくことが望まれるのかについて検討していくことが課題となる。

<事例2> ⑥非行・不良行為（深夜徘徊、無断外泊、怠学、学習不応答、他校とのトラブル）

改善事例の概要 中学校3年 R子

① 家庭環境

小学生時に両親が離婚。母、姉、母の交際中の男性（10年同居）。小学校には一時不登校。母親も同居男性も状況を理解し、学校、SSW、専門機関と連携。

② 支援内容

- 学校でサポートチームを組織し、機能させる。地域のST、SSW、担任、生徒指導と母親とが連絡を取り合い、情報の共有、問題行動の早期発見、対応に努めた。
- 専門機関
非行防止のため、県警の少年サポートセンターに母子をつなぎ、警察との連携をスムーズに図る。また、本人の抱えている学習不応答や社会性スキルの欠如について、専門機関にて検査。関係機関とのケース会議も行き情報交換を行う。
- SSWの面談
・中1～3までの長期的支援となる。問題は多発したが、家庭環境を調整したことにより、家での居場所ができ、外泊、徘徊は激減した。
・自尊心が低下し、登校しぶりの時には家庭訪問し、本人面談を実施した。

③ 支援後の経過

- ・母親が学校、SSWと連携できるようになって安定し、その結果、本人の安定につながっている。
- ・検査を実施したことで、本人の抱えている困難さが分かり、問題行動を構造化し、意識化することができた。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

不登校、いじめ、暴力行為、児童虐待、非行・不良行為、家庭環境の問題、発達障がい等にかかわる問題等、多岐にわたる事例にかかわった。22年度は、SSW2名の支援対象となった児童生徒は小学生41名、中学生85名、高校生1名。学校訪問回数は延べ468回。教職員とのケース会議は68件、371回であった。年々学校からの需要が増えている。特に、緊急度の高い事例、関係機関との連携が必要な事例、家庭環境への働き掛けが必要な事例について学校現場からの派遣要請が多い。

(2) 今後の課題

- ・他の教育相談機関やカウンセラーとの連携の在り方、並びに効果的な役割分担の方法。
- ・SSWの任務、派遣方法を「SSW派遣ガイドブック」等に分かりやすくまとめて管内の学校に周知し、より有効に活用できるようにすること。

静岡市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

「欠席、遅刻、早退が目立ち始めた」「基本的な生活習慣が乱れ始めた」「集団にうまく溶け込めない」「言動が粗暴、情緒不安定」など、学校生活において様々な問題を抱えた児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行うとともに、福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決力向上を図る。

（2）配置計画上の工夫

- ・単独校として市内の小学校8校を定め、SSW4名で対応した。
- ・要請派遣にはSSW1名で対応。派遣校へは学校からの要請を受け、教育委員会より適宜派遣した。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・各配置校にて既存の校内組織を活用した校内ケース会議を定期的実施することで、各ケースの進行管理を行い、教職員へのSSWに関する技能習得を図った。
- ・SSWが児童生徒を見たてるために必要な情報として、指導要録の閲覧や授業参観等の機会を設定した。

（4）勤務形態

- ・単独校への勤務は、週一日（6時間）、年間35週とした。但し、勤務日、一日の勤務時間については、実施要項の範囲内で弾力的な運用を可とした。
- ・学校への勤務の他に、要保護児童対策地域協議会実務者会議に参加した。

（5）職務内容

各々の子どもの支援に関わる教職員がSSWも含めてチームを組み、子どもに関する様々な情報を収集・共有することにより、背景や原因を分析して問題の総合的な見立て（アセスメント）を行い、対応の目標設定と役割分担による具体的な支援計画（プランニング）に基づいて、チームで問題解決を図った。

（6）その他

配置人数…4名（1名はスーパーバイザーを兼務）

SSWの主な資格…社会福祉士及びそれに準じる資格を有する者を任用した。

工夫点…教職員に対してSSW活用事業の普及啓発を図るため、生徒指導担当者会等で説明する場を設けた。年度初めに、各配置校へ指導主事が訪問し、全職員に対して本事業の概要を説明する場を設けた。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・第2回SSW連絡会議には、配置校のコーディネーター担当職員の同席を要請し、各配置校での活用方法について情報交換の場を設けた。

（2）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・SSW連絡会議を年間4回（4月、7月、12月、3月）開催し、その中で研修の機会を設けた。また、各SSWが日頃の活動内容を報告する時間も設け、その時点でのスクールソーシャルワークにおける成果と課題を明確にし、スーパーバイザーよりスーパーバイズをしてもらうようにした。
- ・月に2日、スーパーバイザーが本課に出勤する日を設け、各SSWが進行中のケースワークについて電話等で必要なスーパーバイズをってもらう時間を設けた。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1】④児童虐待 ⑦家庭環境の問題

「適切な母親像がない中で養育する母親への支援体制の整備」

改善事例の概要

① 相談内容

小学生（中学年）男児。準要保護の母子家庭で乳児の弟が2人いる。ネグレクトの通報を受け、家庭児童相談室と民生委員が家庭に関わる。学校からSSWに行動観察、関係機関との情報交換、連絡調整を依頼。

② これまでの経過

- ・初日…学校よりSSWに今までの経過報告。学校が民生委員、家庭児童相談室に連絡。
- ・2週間後…SSWと担任とで母親と面接し、成育歴等を聴き取る。
- ・1年後…家庭児童相談室よりSSWに、第3子の妊娠に際しての支援方法の相談がある。
- ・1年3ヵ月後…近隣住民から子どもを大声で怒鳴る声が聞こえると虐待の疑いで通報が多数あり、家庭児童相談室と民生委員で家庭訪問。出産の間、弟（第2子）を3ヵ月保育園に預ける対応を予定する。
- ・1年半後…第3子出産。様々な福祉機関が学校と連携して関わることで、本児が落ち着き、担任と信頼関係を築くことができた。母親は周囲への反感が減り、見守ってくれているという意識が芽生えた。

【事例2】①不登校 ⑦家庭環境の問題

「家庭環境の不安から、欠席が続く児童への組織的対応」

改善事例の概要

① 相談内容

小学生（中学年）女児。母子家庭で、兄（中学生）と弟（乳児）がいる。家庭が教育的環境になく、一年程前から不安が強くなり、母子分離が困難になり、登校渋りが続く。また、母との連絡が取りづらい。

② これまでの経過

- ・初日…本児が保健室で泣いていると担任から聞き、SSWが不安な点について聞く。
- ・3ヵ月後…SSWと母が面談し、家族歴や成育歴、現在の状況等を聴取。
- ・7ヶ月後…弟（第3子）が出生し、母の入院、兄（第1子）の行き渋りが重なり、登校状態が不良となる。
- ・1年後…不登校状態で母との連絡も取りにくくなる。SSWと校長で家庭訪問して母と面談し、本児については担任と曜日を決めて連絡を取り合い、兄（第1子）については担任とSCと連絡を取る助言をする。
- ・1年半後…母が再就職、弟（第3子）が保育園入園を境に登校を再開する。SSWが母の仕事の合間に面接を継続する。本児の居場所を保健室から徐々に教室へとつなげていく。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・配置校が6校から8校に増えたことで、支援ケースも225件と増加した。これらのケース改善を図るために、関係機関が出席したケース会議を33回、教職員のみで行う校内ケース会議を667回実施した。
- ・校内ケース会議が数多く開かれたことで、校内指導体制の整備を図ることができた。また、関係機関との連絡調整が必要なケースは、福祉機関43件、校外教育機関34件、医療機関11件と、適宜連携を図ることができた。
- ・校内ケース会議を数多く開催したことで、教職員が、ケース会議のやり方や外部機関との連携方法、家庭環境、成育歴、発達障害の可能性など幅広い視点からアセスメントする方法などを学ぶことができた。

(2) 今後の課題

- ・問題を抱える子どもたちの支援体制の充実を一層図るため、配置校数及び派遣対応時間数の増加、組織的な校内生徒指導体制の充実及び関係機関との連携を促進する。
- ・市内12地域において各地域に置いた配置校を中心とした体制づくりの整備と確立をめざす。

浜松市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校に福祉的視点（児童・生徒の問題を、個人と環境の不適合状態として捉える）を導入し、家庭や地域との連携促進、関係機関との協働体制の強化を図り、不登校やいじめ、問題行動の未然防止や早期発見、早期解消を目指す。

（2）配置計画上の工夫

東区にある6中学校区に、スクールソーシャルワーカーを1名ずつ配置（配置校は中学校）。小中の効果的な連携のために、校区内の小学校でも活動できる体制とする。また、22年度より、学校での活動経験のあるスクールソーシャルワーカー1名を教育委員会配置とした。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

配置校に対して、スクールソーシャルワーカーを学校体制で機能させるためのコーディネーター役を置くこと、また、生徒指導委員会等、既存の情報交換会への出席が可能となるように準備することを依頼した。

（4）勤務形態

活動時間は原則1日6時間以内、午前9時から午後4時とするが、配置校の実態や、活動上の必要、スクールソーシャルワーカーの事情等に合わせて変更可能とする。

（5）職務内容

- ・問題を抱える子どもの現状や背景について多方面から情報を集め、多角的に見立てる。
- ・問題を抱える子どもが置かれた環境への働きかけを中心に、関係機関との連携や、配置校の生徒指導体制を生かした未然防止策、早期対応策を立案する。
- ・保護者や配置校の教職員等に対する支援や相談、情報提供に努める。

（6）その他

スクールソーシャルワーカーの主な資格、人材：

主任児童委員 3名、社会福祉士 2名、教員経験者 2名、教員志望者 1名

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

平成21年度までは配置中学校での活動がほとんどであったため、平成22年度当初に、校区内の小学校を指導主事と教育委員会配置スクールソーシャルワーカーが訪問し、事業内容の説明と情報交換を行った。

（2）研修体制について

平成22年度より、教育委員会配置スクールソーシャルワーカーが、中学校区配置スクールソーシャルワーカーに対し助言・指導を行い、さらに研修会を開催して事例検討等を実施する体制とした。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ①不登校 ⑦家庭環境の問題 ⑩発達障害等に関する問題

改善事例の概要

不登校の中学3年生。保護者とは電話もつながりにくく、SSWは担任と共に家庭訪問。家の中は不衛生な状態で、本人が家事と小さい弟の世話を担っているようだった。SSWは、定例の生徒指導委員会の中でケース検討することを提案。不登校の背景にある家庭の養育の問題を踏まえた支援計画を立てた。教頭は母親との信頼関係作り、担任はクラスでの居場所作りと登校支援、SSWは家庭児童相談室や保健センターを訪問し家庭の支援について協議し、さらに主任児童委員にも登校支援への協力を依頼した。また本人に最も適した進路についてもケース検討の中で協議した。本人の登校日数は増え、将来の自活のために職業訓練校へ進学することができた。

事例2 ①不登校 ⑨心身の健康・保健に関する問題

改善事例の概要

当該児童は小学5年生から登校をしづり始め、医療機関を受診するも継続せず、6年生進級後も不登校の状態が続いていた。SSWは校内ケース会議を提案。現在関わりのある教員だけでなく、4年時の担任・本児の兄弟の担任・保育園からの引継ぎ資料からも本児や家庭の様子を集め共有することで、本児の不登校の背景に対する理解が深まった。これに基づき支援の目標と役割分担を決め、SSWは保護者と面談し通院しやすい医療機関を紹介、養護教諭は本児が登校した際に一緒に作業を行いながら安心して過ごせる居場所を提供、担任は週1回の家庭訪問を継続した。本児の登校日数や時間は徐々に増え、表情も和らいできた。進学に際してはSSWと生徒指導主任が中学校を訪問し、支援の経過と今後望まれる対応について詳しく説明。中学校でも別室登校を安定して継続し、適応指導教室通級も開始した。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成22年度は平成21年度と比較して、配置校におけるケース会議の開催回数・連携した校内の教職員数・関係機関との連携件数が、いずれも増加した。校内外の連携が深まり、支援体制の強化に繋がっているといえる。東区でのスクールソーシャルワーカーの活動が注目され、平成23年度からは、市内全区で活動を展開することとなった。

(2) 今後の課題

- ・より効果的な配置方法の検討や、事業拡大のための財源確保
- ・スクールソーシャルワーカーの専門性の向上

(平成22年度まで主任児童委員中心の登用であったが、平成23年度からは学校または福祉の現場で支援活動実績のある者に委嘱した。今後さらに、スーパービジョンや研修により専門性の向上を図る。)

名古屋市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校児童生徒の生活習慣などの立て直しを図り、早期の学校復帰や社会復帰をめざす。

（2）配置計画上の工夫

名古屋市教育センターに置く生徒指導相談員を、スクールソーシャルワーカーとして位置づけて活用。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

主任相談員1人、相談員12人の合計13人を配置し、学校からの要請に応じて派遣する。

（4）勤務形態

4週間を平均して1週間30時間とし、別に命ぜられた場合を除き、1日について午前9時15分から午後4時までの間で6時間とし、勤務時間の割り振りは所長が決める。

（1人あたりの年間勤務日数243日、時数1,458時間）

（5）職務内容

学校復帰に係る教育相談及び家庭への支援に関する職務

（6）その他

配置人数：13人。

資格：校長の経験を有する者又は教育職員15年以上の経験を有する者、若しくはこれと同程度の学識経験を有する者。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

学校を通じて申し込む。申込書の中に、学校からの要望を記入する欄がある。

（2）スーパービジョン体制、研修体制について

スーパービジョン：毎週火・水曜日は臨床心理士により実施。一人当たり年間20回のスーパービジョンを実施。

事例検討会：年間12回、臨床心理士とスクールソーシャルワーカー6人程度のグループで実施。

研修体制：業務内容、訪問相談の在り方、申し合わせ事項、応答の基本、留意点、特別支援教育、就学指導のしくみ、福祉的なサービス等について、指導主事や臨床心理士が研修を担当し、年間12回程度実施している。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

(1) 問題の種別

① 不登校

(2) 改善事例の概要

<事例 中学校3年男子>

きっかけ : 小学校4年の時に、母親が病気で死亡。その後、欠席が目立つようになり、学校を通して訪問相談の要請を受けた。

本人の状況 : 「学校に行きたくない。」と口にする。登校しても朝食が採れていないことが多く、年齢に応じた体重の増加が見られない。同じ衣服を着用。風呂に入っている様子が見られない。

家庭の状況 : 父親は会社を退職。欠席の電話連絡はある。担任が家庭訪問をしても、父親は顔を出さない。兄が一人いる。

相談の経過 : 小学校5年時から訪問相談を開始。学校と連携しながら、週1回の相談を進めたが表情はとて暗かった。不登校の原因は、家庭生活にあることが少しずつ明らかになり、本人との会話や遊びに加えて、食事の世話や、清潔な環境づくりが急務であることが分かった。臨床心理士から、本人だけでなく父親との相談も必要であるという助言を受け、少しずつ父親と話をするようにした。まずは食事の世話に向けて、市役所社会福祉課でどのようなサービスが可能か確認したり、サービスを受けてはどうかと父親に伝えたりしながら、区役所福祉課の「ひとり親家庭等家事介護サービス」の受け入れを父親に提案した。これにより、買い物と夕食の調理の世話というサービスが家庭に提供された。次に、学校と連携しながら、児童相談所、保健所、区役所の担当者が同席するサポート会議を開き、清潔な環境づくり、継続的な支援の必要性を訴えた。本人との相談では一緒に遊びながら信頼関係を築き、学校の良さを話したり、キャンプ活動や修学旅行への参加をサポートしたりして、昼夜逆転のゲーム三昧生活の改善を図った。また、訪問場所を学校に設定して登校回数を増やすようにしたり、近隣の公園でキャッチボールをしたり、買い物と一緒に出かけたりして、家から出て活動することの良さを実感できるようにした。兄の不登校相談にも乗った。

現在の状況 : 笑顔も見られ、服装も清潔感が感じられるようになり、別室ではあるが、毎日登校している。兄も高校へ進学した。

訪問回数 : 55回 (平成22年度)

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成22年度の学校復帰率63.1%

(2) 今後の課題

不登校要因の多様化により、親子関係、家庭生活の急激な変化、家庭内の不和、家庭の経済状況が原因や背景と思われるケースが毎年約3割程度ある。これまでの教育・学校現場の状況を熟知しているスクールソーシャルワーカーや、指導・助言等をもたらしている臨床心理士に加えて、社会福祉・精神福祉の面での対応にも熟知した人材の確保が今後の課題である。

京都市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかける支援を行い、教育相談体制の整備を図ることを目的とする。

（2）配置計画上の工夫

- ・ 拠点対象校方式による、各校の枠を超えた支援を実現
- ・ 勤務形態については、「週8時間×年間35週＝合計280時間」を基本とするが、合計時間の範囲内で勤務校の実情に合わせた運用も可能とする。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

小学校を拠点校として配置し、同小学校が含まれる中学校区の学校を対象校とすることで、配置される小学校と中学校間の連携を図っている。また、スーパーバイザーが、毎月、配置校（拠点校）を巡回することで、各スクールソーシャルワーカーへの具体的な指導助言を行っている。

（4）勤務形態

非常勤嘱託職員（基本的に週1回、1日あたり8時間勤務）

（5）職務内容

- ①学校と関係機関との連携 ②教職員へのコンサルテーション ③教職員研修の開催
- ④児童生徒・保護者への面接や家庭訪問 ⑤ケース検討会や校内委員会等への出席
- ⑥京都市教育委員会が開催する連絡協議会等への出席 ⑦その他、生徒指導課長が必要と認めた業務

（6）その他

- ・ 配置人数 10名（内スーパーバイザー2名を含む）
- ・ 条件 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士のいずれかの資格を必要とする

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・ 円滑な支援体制充実のため、配置校に対して、随時指導主事が学校訪問を実施
- ・ 毎月配置校を巡回しているスーパーバイザーから、随時各配置校の状況などの報告を受けている。

（2）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・ 巡回型スーパーバイザーによる、きめ細かなスーパーバイズ活動の実施
- ・ スクールソーシャルワークに関する教員の資質向上を目的とした教員研修会を年4回実施
- ・ 毎月、スーパーバイザー主導のもと、指導主事も参加してスクールソーシャルワーカー同士の情報交換や研鑽を行う自主研修会を実施

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ①不登校

改善事例の概要

発達障害による対人コミュニケーション等が原因で、不登校に陥った児童について、SSWが対応。

SSW・管理職・学級担任・養護教諭の他、当該児童に関わりのあるボランティアを含めた学校関係者でケース会議を重ねる過程で、保護者の心理的な状態が当該児童の欠席に大きく影響しており、当該児童の不登校解消には、当該児童のみならず保護者も含めた環境改善が必要と見立てる。

当該児童に対しては、ケース会議の中で発達障害の特性に応じた指導を校内の共通認識とすることで校内での居場所を確保した。また、学校と福祉施設との連携を強化した取組を進めた結果、家庭が孤立せず保護者の状態が安定し、当該児童の欠席が改善されてきた。

事例2 ④児童虐待

改善事例の概要

遅刻が多い、身体及び服装の清潔が保たれていない、保護者が病院に連れていかない、家庭での食事も適切に提供されていないなどの状況がある児童について、SSWが対応。

学校関係者でケース会議を重ねる中で、家庭の収入の不安定さが課題の一つと見立てる。

SSWの働きかけで、当該児童に対しては、入浴や簡単な調理など生活能力を指導し、家庭環境に対しては、担任から生活保護の受給を勧めるとともに、関係機関と連携した取組を進めた。その結果、保護者が生活保護を受給することとなり、当該児童の生活能力が向上し、当該児童の様子が改善してきた。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーが参画する校内ケース会議を開くことで、教職員の役割分担が明確化するとともに、校内での連携が深まり、児童・生徒への支援体制の強化へと繋がっている。また、児童相談所・子ども支援センター等、他機関との日常的な連携が強化され、児童・生徒を支援するネットワーク構築が進んでいる。

(2) 今後の課題

- ・ スクールソーシャルワーカーのより高い専門性の確保
- ・ 配置校の拡大（財源の課題）

大阪市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

子どもたちが置かれている環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題解決への対応を図る、また、教職員と協働することにより、教職員のスキルアップを図るとともに、学校内チーム体制構築を支援する。

（2）配置計画上の工夫

S S Wの配置を希望する学校について、不登校や問題行動等の生活指導上の課題・校内の指導体制等の現状を把握・検討し、平成22年度あらたに中学校5校にS S Wを配置した。年度末に成果と課題を整理し、各学校と協議して平成23年度の事業開始に備えた。また、配置とは別に各校園への派遣を実施している。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

平成20・21年度は配置のみであったが、平成22年度より、配置の日数を減らして各校園への派遣を実施した。派遣の要請があった校園に対して、日程調整の後S S Wを派遣し、1回から複数回のケースに応じた支援を行っている。

（4）勤務形態

原則として週3日、1日6時間の勤務。（年間90日の配置・約30日の派遣）

（5）職務内容

- ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ②関係機関とのネットワークの構築
- ③学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤教職員等への研修活動
- ⑥教育委員会が開催する運営協議会への出席

（6）その他

S S W：5名（社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者）

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・教育委員会が開催する運営協議会に、配置校の学校長が出席し、S S W活用の成果と課題を明確にし、成果のあった事例を交流するなど、ケースにおける有効な支援方法について研究を深めている。
- ・S S Wの派遣を希望する校園と派遣の日程調整を行い、派遣申請の事由を把握した上で、S S Wが各校園を訪問し、担当の指導主事と情報共有しながら課題解決に向けた校園への支援に努めている。

（2）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・各事案の内容が複雑で多岐にわたることから、S S Wに対し、適切な指導・援助ができるスーパーバイザーを教育委員会に配置している。
- ・毎月行う連絡会において、事例検討や意見・情報の交換を行い、スーパーバイズを通じてS S Wのスキルアップを図る。
- ・日常の活動の中で必要があればすぐに個別スーパーバイズが受けられる体制をととのえ、スーパーバイズを受ける中で、必要と思われた知識や視点については、連絡会の際にミニ講義や資料配付を通じて全体化されている。
- ・こども相談センター 教育相談・サテライトの担当と交流会をもち、連携を図った。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

〈事例Ⅰ〉 ①不登校、⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

小学4年女子。3年生から全欠になり、訪問すると母親と話ができるが、本人と会えない状態が続く。中学生の姉も不登校で、家庭環境にも不安があることからSSWを派遣する。

不登校の時期などから家庭環境の影響が考えられたが、情報の不足や、学校だけでの支援には限界があることなどから、中学校、区役所・こども相談センターなどの関係機関とケース会議を行い、情報共有及び協力依頼することにした。会議にはSSWも出席し、学校のサポートをした。「学校は本人とつながる働きかけをする」「生活保護ケースワーカーや民生委員が訪問する」などの役割分担ができ、区子育て支援室が窓口となって情報共有し、定期的にケース会議を開いて見守っていくという協働体制をつくることができた。小・中学校が共に会議に出席したことで、小中連携による関わりがさらに深まった。

〈事例Ⅱ〉 ①不登校、⑦家庭環境の問題

改善事例の概要

中学1年男子。他市より転入し、母親と二人暮らし。転入後は1度も登校できておらず、打開策を見出すためにSSWを派遣する。

転入の経緯や家庭状況、本人に会える時と会えない時の違いなどを担任から聞き、転入前にいじめがあったことや母親が昼から夜にかけて働いていること、母親は登校させたいと思っていることがわかる。本人は人間不信が強いのではないかという見立てのもと、SSWが本人と会う中で、コミュニケーション方法などを模索していくという計画を立てて、担任とSSWが共に訪問する。母親の協力を得て、本人と話をすることができ、スポーツなどの興味・関心があることをきっかけに、関係づくりができるようになる。SSWより、母親にこども相談センターにおける不登校通所事業を紹介し、本人が関係機関に通うことができるようになった。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・教職員等への支援を行い、協働するとともに、各校園におけるチーム体制づくりを進めた。支援を行った校園では組織的な対応の体制が確立され、不登校の改善が見られるケースが増えている。
- ・校園と関係機関とのネットワーク構築を支援し、機関連携したケース会議の開催数は前年度に比べ、1.5倍に増加。SSWが連携した生徒指導担当・養護教諭・SCの数も2～3倍に増え、課題解決を図るための体制づくりや関係機関との連携が進んでいる。

(2) 今後の課題

- ・SSWの活用について、各校園の理解を深め、さらに積極的な有効活用を図る。
- ・事業の拡大が望まれる中で、人材の養成が必要である。

堺市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・いじめ、不登校、暴力行為等、生徒指導上の課題解決
- ・児童虐待の未然防止、早期発見、早期解決

（2）配置計画上の工夫

- ・5名のスクールソーシャルワーカーを1名ずつ1中学校4小学校に配置
- ・配置校以外の小中学校から派遣要請があった場合、日程等を調整し、年間活動回数の範囲内で派遣

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・市内小中学校へのスクールソーシャルワーカー活用事業の周知
- ・スクールカウンセラーとの連携をすすめ、合同研修会などを実施

（4）勤務形態

- ・年間活動回数は、1名につき140回とし、1回の活動時間は概ね3時間
- ・1日の活動回数は、3回を上限とする

（5）職務内容

- ・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ・ケース会議を開催し、関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整
- ・学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ・保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供
- ・教職員等への研修活動

（6）その他

資格：社会福祉士、精神保健福祉士

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・スクールソーシャルワーカーの活用について、効果的に調査研究を行うために、スーパーバイザー、教育委員会、学校を含めた運営協議会を設置した。
- ・スクールソーシャルワーカー、スーパーバイザー、教育委員会による連絡会を年3回開催し、情報交換・研修を行った。

（2）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・専門家の立場から活用事業全体及びスクールソーシャルワーカーに対し、アドバイスを行うスーパーバイザーを配置した。
- ・運営協議会を年2回開催し、運営方針を決定するとともにスーパーバイザーを招いて研修会を行った。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例 ④児童虐待

改善事例の概要

<継続したチーム支援によりネグレクトが改善された事例>

中3姉、中1妹、実母、母方祖父母の5人暮らしで、姉は、小2の時から不登校だった。当時の学校が、通告を行い、一時期虐待ケースとして、取り扱われていたが、母が子どものことで、相談機関に足を運ぶなどの経緯から、虐待ケースからは、はずされていた。父母の離婚により、現在の祖父母宅に転居（姉小6、妹4年の時）、以後、母は自宅に引きこもりがちになり、姉妹もほとんど学校へは行けていなかった。

生活は、祖父の年金、父からの養育費等でやりくりしていた。学校は、別室を用意したり、家庭訪問するなど、不登校改善に努力してきたが、母の思いとのずれ違いから、学校への不信感ばかりがつのり、学校との連絡が途絶えがちになっていった。また、相談機関へも一時期つながっていたが、担当者の変更や母の精神的な疲れなどにより、機関とも疎遠になり、不信感という形だけが残っていった。

学校からのSSWへの相談は、姉が中2の2学期であった。家庭との連絡が途絶えがちになり、会えるのは祖父のみで、本児の姿を現認できない状態が2カ月続いていたため、小中学校によるケース会議を開催した。母の養育力に課題があり、祖母も寝たきりで祖父が家事を担っており、外との窓口にもなっていた。また、地域の中でも孤立しているなどの状態で、学校へは不信感をもっていることなども確認できた。学校の力だけでは、いまの状態を改善することは難しいと判断し、通告により、機関との連携をすすめた。2～3カ月に1度、虐待のケース会議を開催し、その都度、現状の見立てを行い、家庭児童相談室、保健センター（PSW）は、母とつながり、相談にのっていくことになった。母の受診精神科Dr.との連携もすすめた。子ども相談所は、子どもに会えないことが続いた場合、母親に対し厳しく指導したり、子ども支援への情報提供を続けた。地域包括支援センターは、祖父母に制度の利用をすすめ、支援をした。学校は、定期的な家庭訪問を行い、SSWは、こどもの思いを引き出し、母にも寄り添った。学校と家庭とのつながりをつくり、それぞれ役割分担を行い、訪問日の確認や、訪問後の情報交換もていねいに行っていた。途中、変化が見られず、諦めそうになることがあっても、少しの変化を見逃さず、チームで支援をし続けるために、各機関や学校への連絡調整をこまめに行い、チームの意欲が下がらないよう意識し働きかけた。

長期にわたるチーム支援により、母との信頼関係を得ることができはじめ、同時に、こどもたちも家の外に対する興味がでてくるようになっていった。姉の卒業を機に、家以外の居場所、学校復帰につながる居場所として、堺市が不登校やひきこもり対策の相談窓口として、新たにたちあげたユースサポートセンターを紹介した。ユースサポートセンターのスタッフもチームに加わることで、約2年ぶりに、こどもたちは外で活動することができた。その後、母は、「こどもたちを2年間閉じ込めてきた」ことを反省し、関係機関との連携を積極的におこなうようになり、こどもたちもユースサポートセンターの活動を楽しみにするようになった。また、妹は、中学校入学以降、全く学校へ足を運んでいなかったが、放課後に学校へ行くこともでき、「もう少し体力がいたら、通常どおりに学校へも行きたい」と意欲をみせるようになった。そのため、学校や関係機関は、こどもたちにも定期的に会えるようになっていった。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

活用件数として、平成20年113件、平成21年度136件、平成22年度203件と、過去3年間でおよそ2倍増加している。そのうち、「問題が解決・改善した」等の件数においては、平成20年度36件であったが、平成22年度110件とおよそ3倍の増加を示し、学校にスクールソーシャルワーカーの有効性が認識されてきている。

(2) 今後の課題

- ・各地での児童虐待事件等を受け、スクールソーシャルワーカーのニーズが増大しており、小中学校においても今後ますます相談件数が増加し、対応が迫られる。
- ・5名配置のため、市内小中学校（94小学校、43中学校）が十分スクールソーシャルワーカーを活用しきれていない。

広島市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が抱える問題の背景に、家庭の経済的困窮や衛生面の課題、保護者の心身の健康など子どもを取り巻く環境に課題が見られる場合、関係機関等とのネットワークを構築するなどして、児童生徒や保護者への支援を行い、不登校や暴力行為などの問題の改善を図る。

(2) 配置計画上の工夫

事務局配置型を継続する。

※ 事務局配置型の利点

- ・ スクールソーシャルワーカー同士が互いにケース検討しやすく、そのことが資質向上につながる。
- ・ 学校現場の実態を踏まえた適切な支援を行う上で、指導主事との密接な連携を図ることができる。

(3) スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

○ 「運営指針」の作成

広島市におけるスクールソーシャルワークや効果的な活用のあり方等を明確にし、本事業の適切な運用に努めている。

○ スクールソーシャルワーカーの重点的派遣

福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーが、学校教育現場の実態を正しく理解し、また、課題を抱える児童生徒や家庭へ早期に適切な支援を行うため、「学校配置型」の利点を生かし、スクールソーシャルワーカーを定期的に学校に派遣し、校内の生徒指導委員会等や校内研修会、校内ケース会議に参加する重点的派遣を行っている。（学校からの派遣要請を受け、原則として1人が1校を担当する）

(4) 勤務形態

月曜日～金曜日まで1日5時間45分、週28時間45分勤務

(5) 職務内容

- ① 問題を抱えている児童生徒の家庭等への働きかけや具体的支援
- ② 関係機関や地域とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内のチーム体制の構築・支援
- ④ 「要保護児童対策地域協議会」「ひきこもりに関する事例検討会」等への参加、情報収集や協議
- ⑤ 保護者への相談・対応、教職員等に対する助言
- ⑥ 教職員等の研修活動への参画

(6) その他

- 配置人数：4人（平成23年度1名増員）
- 主な資格：社会福祉士及び精神保健福祉士
- 雇用：公募により非常勤嘱託職員として雇用

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

(1) 市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- 学校からの派遣要請受理後、指導主事とスクールソーシャルワーカーが学校訪問し、当該児童生徒や家庭環境に係る情報を収集し、課題の整理・分析及び効果的な支援の実行に向けたアセスメント等を行う。
- 課題解決に向けた学校と関係機関等による関係者会議を定期的実施し、情報の共有及び学校・各関係機関等の支援方針に基づいた役割分担を行う。

(2) スーパービジョン体制、研修体制について

- 運営協議会の実施
大学教授、児童相談所長等の福祉分野の専門家を交え、本事業に係る評価・検証及び困難事例等の検討を通し、適切な運用に資する。
- 連絡協議会の実施
原則週1回の事務局内で担当指導主事を含めたケース検討を行うとともに、大学教授等を招聘した研修会や困難事例の検討会を実施し、スクールソーシャルワーカーの資質向上を図る。
- 各種研修会への参加
子どもの虹研修センター主催の研修会や児童相談所や福祉機関等が主催する研修会に積極的に参加し、スクールソーシャルワーカーの資質向上を図る。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

【事例1 ①不登校、⑦家庭環境の問題、⑨心身の健康・保健に関する問題】

改善事例の概要

【事例1〔中学1年生、小学6年生：ひとり親家庭（母子）〕】

- 子ども・家庭の課題
 - ・ 子ども：不登校（小学6年生はほとんど登校できていない）、生活リズムの乱れ
 - ・ 家庭：母親の心身健康上の課題、精神的不安定による大量服薬や自傷行為、経済的課題 等
- 関係機関等：学校、児童相談所、区役所（生活課・保健福祉課）、警察、医療機関 等
- 具体的な支援内容〔※スクールソーシャルワーカーによる直接支援ケース〕
 - ・ 関係機関等からの情報収集をもとに、関係者会議を開催し、ネットワークを構築するとともに、当面の支援方針を確認し、各機関の役割分担を行う。
 - ・ 定期的な関係者会議を開催するとともに、生活課と連携し、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を繰り返し、母親や子どもとの信頼関係を築く。
 - ・ 学校や生活課との連携により、家庭訪問等による登校支援を行い、登校状況の改善に努める。
 - ・ 生活課との連携により、母親に家計の適切な管理や運用を促し、経済的課題の改善を図る。
 - ・ 児童相談所、生活課、保健福祉課と一緒に医療機関との連携を図り、母親の病状把握を行い、適切な支援のあり方を協議する。
 - ・ 母方祖父母や医療機関との連携のもと、母親を医療保護入院させるとともに、子どもについては、生別の父親（親権者）に養育するよう働きかけ、子どもの生活の安定を図る。

【事例2：子ども・家庭の問題の種別 ①不登校、④児童虐待（ネグレクト）、⑦家庭環境の問題】

改善事例の概要

【事例2〔小学5年生、小学3年生、3歳児：ひとり親家庭（母子）〕】

- 子ども・家庭の課題
 - ・ 子ども：不登校、3歳児の自宅保育（5年・3年が面倒をみる）生活リズムの乱れ
 - ・ 家庭：経済的課題、内縁関係の男性からの母親への暴力、 等
- 関係機関等：学校、保育園、児童相談所、区役所（生活課・保健福祉課）、警察 等
- 具体的な支援内容〔※スクールソーシャルワーカーによる直接支援ケース〕
 - ・ 関係機関等からの情報収集をもとに、定期的に関係者会議を開催し、ネットワークを構築するとともに、学校と連携し、スクールソーシャルワーカーが継続的に家庭訪問を行い、母親や子どもとの関わりを深める。
 - ・ 3歳児を保育園に入園させ、母親の気持ちに寄り添いながら、生活課と連携し、内縁関係の男性が家に入ることを拒み、家庭内の生活の安定を図ることで、子どもの登校状況の改善に努める。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○ 活動実績（平成22年度）

	件数（件）	人数（人）
幼稚園	2	2
小学校	58	84
中学校	49	65
高等学校	1	1
合計	110	152

○ 支援状況（平成22年度）

	家庭環境や子どもの課題（人）	ネットワーク（人）
状況	改善や好転している131人 （うち79人は終結）	構築できている149人 （うち79人は終結）
	現状維持 21	構築中 3人
合計	152	152

※ 家族を「1件」としてカウントする。

- ◎ スクールソーシャルワーカーが関わった152人のうち131人は、家族環境や子どもの課題が改善や好転しており、関係機関等とのネットワークは、149人について構築できている。
- ◎ スクールソーシャルワーカーの活動が学校や関係機関等に周知されるにつれ、学校や関係機関等との効果的な連携を図ることができるようになってきている。

(2) 今後の課題

- ◎ 相談ケース及び直接支援ケースの増加により、人員の拡充について引き続き検討する必要がある。
（平成23年度：1人増員し、5名体制）
 - ・ 相談ケース：平成21年度 77件（114人）→平成22年度 110件（152人）
 - ・ 直接支援ケース：平成21年度 29件（37.7%）→平成22年度 68件（61.8%）

北九州市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成22年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校や暴力行為、児童虐待など、幼児児童生徒の問題行動等の背景には、幼児児童生徒が置かれた家庭等の環境が複雑に絡み合っている場合が多い。このような環境に働きかけたり、学校・園内あるいは学校・園の枠を越えて関係機関との連携の強化を図るコーディネーター的な存在であるスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える幼児児童生徒への対応を図る。

（2）配置計画上の工夫

- ・北九州市基本構想・基本計画の部門別計画である「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン（平成21年度～平成25年度）」に「スクールソーシャルワーカー活用事業の拡充」を掲げている。平成20年度に2名で事業開始。平成22年度から4名配置。同計画では平成25年度目標値を8名としている。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

- ・優秀な人材を幅広く活用するため、平成22年度から公募を開始した。

（4）勤務形態

- ・（身分）非常勤嘱託員
- ・（勤務時間、日数）1日7.5時間（8:30～17:00）、週4日勤務（週30時間勤務）

（5）職務内容

- ・事例対策検討会（ケース検討会議）等への参加とケースの見立て
- ・問題を抱える幼児児童生徒や保護者に対する、家庭訪問等による状況把握や助言
- ・学校・園、保護者、関係機関の連携強化を図るための調整・連絡

（6）その他

① 配置人数

4名。市内7区を分割して担当。派遣型。教育委員会指導第二課に配置し、学校の要請により派遣する。

② 資格 社会福祉士または精神保健福祉士

③ 工夫している点

- ・SSWを教育委員会指導第二課に配置することで、同課の学校支援ラインおよび生徒指導ラインの指導主事と毎日、相談や情報交換、同行訪問を行える環境・連携体制を整えている。
- ・市立の全校・園（小・中・高校、特別支援学校、幼稚園、専修・各種学校）を支援対象としている。
- ・活動ツールとして、公用車の利用と携帯電話の配布を行っている。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・年度初め、校長会議でSSWの活用について説明と依頼を実施している。
- ・指導第二課学校支援ライン指導主事が学校訪問し、学校ニーズの把握や問題等の早期発見に務めている。
- ・SC連絡会議でSSWについての説明および協力を依頼。

（2）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・スーパービジョン体制は検討中。
- ・研修体制としては、生徒指導・学校支援、人権、特別支援教育など教育委員会内部で研修を実施。
- ・また精神保健福祉、子ども関係など市関係部局が実施する研修への参加など行っている。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

(1) 問題の種別 ①不登校⑦家庭環境の問題

(2) 改善事例の概要

【ケース概要】

母子5人世帯。支援対象児童生徒は、弟（中学3年生）と妹（小学6年生）。両児童生徒とも不登校課題が主にあり、背景には経済的困窮を含めた家庭環境課題が大きな要因としてある。母親は精神疾患があり就労困難で、家事も不安定である。兄は障害者で就労が安定しない。姉は高校就学しているが不登校傾向である。中学校からSSW派遣依頼があり、支援実施となる。

【スクールソーシャルワーカーの活動】

① 小中連携会議の提案・実施、プランの作成

●小・中学校でのケース課題の整理と共通認識を実施した。

●登校に関するアプローチのみでなく、家族（世帯）での困り感を抽出していく等、これまで以上の情報交換と協働についてプランに挙げた。

② 拡大ケース会議の提案・実施、マネジメント機能の発揮

●学校だけでは解決・改善できない課題について、関係機関（児童相談所、区保護課、区子ども担当、区精神保健担当）と協議した。

●不登校、経済面、母親の精神的不安定さ、兄弟間の暴力についてプランを作成した。

●ケースマネジメントシートを作成、関係機関に配布して同じ課題認識での動きが出来るように働きかけた。

●モニタリングのための継続ケース会議を提案・実施し、プランを見直した。

③ SSW単独での家庭訪問・面談の継続実施

●小・中学校は児童生徒達との関わり、SSWは母親中心の家族との関わりと、役割分担しアプローチした

●行政不信が強い場合、単なる助言や情報提供だけでなく、直接的な関わりの中で家族自体が課題改善できるような動機付けや心理的フォローを実施した。

●SSWは家庭内情報の精度を上げ、さらにケース課題を明確化やニーズの整理を実施した。

【支援結果】

小・中学校、SSW、関係機関との連携により生活保護の申請・受給へと繋がった。これにより母親の医療がスタートした。同時に、SSWが兄の作業所、姉の就労への動機づけを行い、関係機関へ繋いだ。そのことで、家庭内のリズム、家族間のパワー循環が良くなった。兄たちがモデル化されることと、経済的支援がなされることで、弟と妹は徐々に登校ができるようになった。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・SSWの福祉的側面からの働きかけにより、不登校等の問題が解決又は好転するケースが増えた。

(H22 解決又は好転 支援者数188人中69人)

・不登校等の問題そのものは解決していないが、SSWが対応したことで虐待や金銭問題など家庭環境問題が解決・好転するなど、問題解決の土壌づくりが図られた (H22 家庭環境問題の解決又は好転 160件中51件)

・SSWがコーディネーター役となり、関係機関と活発な連絡調整活動を行ったことで、学校と関係機関、関係機関同士の連携体制が強化・促進された (H22 関係機関の訪問・電話等 1,467回)。

・SSWが第三者的な立場で関わることで、学校と家庭との関係が改善するケースが見られた。

・学校を取り込んだケース会議の実施や関係機関との連携促進により、学校の問題対応力の向上が図られた。

(2) 今後の課題

・支援者数の増加および困難ケースへの対応等によりSSW一人当たりの負担感が増加している。こうした状況に対応するため、人数の増員など体制の拡充を進める必要がある。

・SSWに対するスーパーバイズ機能の充実を図る必要がある。

・まだSSWの派遣依頼のない学校（派遣依頼は全体の53%）に対し、活用を探っていく必要がある。

福岡市教育委員会

1 スクールソーシャルワーカーの人材、配置・勤務形態、職務内容（平成23年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校、いじめ、非行などの問題に対応するために、全中学校にスクールカウンセラーを導入したが、その背景に家庭環境の問題が複雑にからんでいることが多く、心理面だけの対応では限界があると感じられたため。

（2）配置計画上の工夫

不登校や問題行動の背景には、福祉的（経済的、精神的）な配慮を必要とする環境（家庭・地域）を抱えていることが多く、児童生徒に対して早期の段階から支援が望まれているため、小学校に拠点配置をしている。

（3）スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための方策

平成20年度当初は、国からの委託事業として運営することができた。その後国の補助が3分の1となり、人数を増やしていくことが難しくなったが、福岡市独自の不登校の対策予算を利用して、毎年2名ずつ増員、配置している。

（4）勤務形態

週に4日（27.5時間）勤務 学校3日 教育相談課勤務1日

主に教育相談課の勤務日に外部相談として配置校区以外の相談も受け付けている。

（5）職務内容

問題行動のある児童生徒の状況把握及び地域、関係機関と連携した支援、児童生徒・保護者・教員に対する相談活動、地域関係機関におけるケース会議への参加、効果的な支援方法の開発・研究・及びそのための調査等

（6）その他

「社会福祉士」を採用している。

2 スクールソーシャルワーカー活用事業の支援体制

（1）市町村教育委員会、学校との連携について（各学校のニーズの把握方法等）

- ・ 週に1日、教育相談課に勤務をしているため、1人で問題を抱え込まないように、毎週、相談状況について報告を求めている。学校への対応については指導をしている。
- ・ 学期に1度、配置校を訪問し、SSWの活用状況の報告と、学校への相談体制の整備や研修会の開催のお願いをしている。また、その時にSSWからの学校への要望を伝えるようにしている。

（2）スーパービジョン体制、研修体制について

- ・ 月に1回、2～3時間程度、大学から講師を招き、スーパーバイズを受けている。その中で、課題やケースについてのアドバイスを受けている。
- ・ 教育相談課に在課する日に、先輩ワーカーと後輩ワーカーで受理会議を行い、事例についてお互いにアドバイスを行う、ピアスーパーバイズを行っている。また、心理士やケースワーカー、医師など、精神面での専門家や弁護士が勤務しているので、情報を交換する中で、事例の検討や相談、協議を行い連携を図っている。

3 スクールソーシャルワーカー活用による主な改善事例

事例1 ⑦家庭環境の問題

【対象生徒】 中学校3年生男児 **【事例概要】** 担任より「母親から毎日電話があり、どう対応していいかわかりません。」ということで相談があった。スクールソーシャルワーカー（以下 SSW）の担任からの聴き取りでは、学校業務をこえる要求があつてることが明らかになる。ストーカー行為、経済問題（借金、就学費など）に加え、日常生活の諸問題までの相談であつた。また母親は精神疾患を患っており、不安定なときは、通院できないほどであつた。本児はすでに進路決定を迫られる3年生であつたが、母親がさまざまな問題を抱えて情緒的に不安定であつたため、進路指導が円滑に行えない状況であつた。そこで、SSW が介入し母親と継続的な面談をすすめ、問題の整理、校内外の役割分担を行い、支援をすすめた。 **【支援内容】** ①母親の精神状態の安定（通院を促す）、②母親が抱える問題の整理、③校内外の役割分担、④母子との進路相談（担任も含む）、⑤関係機関への仲介（保護課、家庭児童相談室、法律相談所など） **【支援成果】** SSW の面談を通して、問題の整理が出来た。そのことで、母親自身がいま何をすべきかが明確になり、不安感の緩和につながつた。また関係機関への仲介では、はじめはSSWによる調整が必要であつたが、最終的には母親自身が窓口に向き、担当者と相談して問題に向き合っていくようになった。介入前には、不安を抱えさまざまな要求をしていた母親は、就学の準備に向けて、手続きが完了したことの報告などで電話をするようになっていた。本児においても、志望校への合格が決まり、就学に必要な費用を納める事も出来、入学が出来た。

事例2 ④児童虐待

【対象児童】 小学校2年生A **【事例概要】** 家族構成は、母、兄、姉、A、弟。Aは、着ているものは、汚れていて不衛生であり、体臭もきつく、学校では、からかいを受けていた。兄、姉は、ともに不登校で、弟は、生まれたばかりであつた。SSW配置以前から、児童相談所、区の子育て支援課が、見守りを継続していた。小学校では、母との連絡が取れないこと、また、関係機関が関わっているにもかかわらず、Aの状況に変化が見られないことで心配をしていた。 **【支援内容】** ①すでに関わっている関係機関へのアセスメントの実施と情報共有。 ②不登校である兄姉と家庭の状況を把握するために、担任との定期的な家庭訪問の実施。 ③母と学校との関係形成に向けた取り組みの実施。 ④小学校内でのAへの衛生指導の実施。 ⑤関係機関による家庭訪問の実施 ⑥関係機関、SSWとの定期的な情報交換の実施。 **【支援成果】** SSWが介入したことにより、学校と関係機関との情報共有がスムーズに行われるようになった。また、SSWが学校と協働し情報収集を行ったことで、家庭の現状が明らかになった。その結果、子ども達は、児童相談所に保護された。その後、子ども達は、児童養護施設で生活することが決まり、生活環境を気にすることなく、学校に通っている。

4 成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 福岡市の不登校の生徒数が昨年度に比べて143人減っている。（SSW配置校区は41人減）
- ・ 関係機関の機能を理解し、連携の方法を教師が身につけてきている。
- ・ 学校での児童生徒の様子を観察し、児童虐待や障がいを持つ子どもの早期発見につながっている。
- ・ 家庭への支援から、保護者の環境を改善させ、児童生徒の問題解決を行っている。
- ・ 教師の生徒指導への負担が大幅に軽減にされている。
- ・ 教師が繋がりにくい家庭の間に入り、家庭訪問や面談を行い、状況の把握に努めている。

(2) 今後の課題

- ・ 更なる人員の増加。
- ・ 配置校以外の学校にも外部相談として訪問しているが、介入まではできず、十分な相談に至っていない。
- ・ 教職員、関係機関にスクールソーシャルワーカーの職務について、認知を広める。
- ・ スクールソーシャルワーカーの専門性の向上。

